

浦添市道路位置指定基準及び事務処理要領

浦添市都市建設部建築指導課

令和5年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号に規定する道の位置の指定（以下「道路位置指定」という。）及び法第45条に規定する私道の変更又は廃止（以下「変更等」という。）について、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）及び浦添市建築基準法施行細則（平成11年浦添市規則第28号。以下「細則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(道路の配置計画の一般原則)

第2条 道路位置指定を受けようとする道は、その道に接する敷地及び開発区域の規模、形状、地形又は周辺の状況並びに予定建築物の用途及び配置等を勘案して、建築関係法令によるほか、この基準の定めるところにより配置しなければならない。

(道路の位置の指定)

第3条 道路位置指定又は変更等の申請をしようとする者は、第6条又は第7条に規定する申請図書を作成し、市長と事前協議を行わなければならない。

2 市長は、前項に規定する事前協議の申出があったときは、すみやかに申請図書の内容審査及び現地調査を行うものとする。

3 市長は、事前協議の結果、当該計画について支障がないと認めた場合は、申請書を受理し、必要に応じて関連部署へ合議を行うものとする。

4 市長は、申請書の内容の審査及び現地調査を行った結果支障がないと認められる場合は、申請者の求めに応じて道路築造計画承認書（第1号様式）を交付するものとする。

5 申請者は、申請に係る道路の築造工事が完了したときは、道路工事完了報告書（第2号様式）を提出し、市長の完了検査を受けなければならない。

6 市長は、前項の完了検査の結果、支障がないと認められる場合は、細則第8条第3項に規定する道路位置指定書（細則第8号様式）又は細則第9条第2項に規定する道路位置指定の変更書（細則第12号様式）を申請者に交付するものとする。

(道路位置指定等の公告)

第4条 市長は、道路位置指定及び変更等を行ったときは、市指定の掲示場に公告するものとする。

(指定道路の維持管理)

第5条 第3条の規定により、位置の指定を受けた道路（以下「指定道路」という。）の管理者は、当該道路について一般交通の用に供するための良好な維持管理に努めなければならない。

2 前項の管理者は、指定道路に接する敷地の所有者又は借地人等から当該指定道路に接道しての建築行為及び開発行為又は道路の延長を行いたい旨の申入れがあった場合は、不当にこれを拒否してはならない。

第2章 申請図書の作成要領

(道路位置指定の申請に必要な図書一覧)

第6条 道路位置指定の申請に必要な図書は次表による。

必要図書	様式
(1)道路位置指定申請書	細則第7号様式（細則第8条関係）
(2)委任状	—
(3)権利関係整理票	第3号様式（第9条関係）
(4)関係権利者の承諾書	第4号様式（第10条関係）
(5)関係権利者の印鑑登録証明書	—
(6)隣接地主の同意書	第5号様式（第12条関係）
(7)隣接建物主の同意書	第6号様式（第12条関係）
(8)土地及び建物の登記簿謄本	—
(9)公図の写し	—
(10)道路維持管理誓約書	第7号様式（第15条関係）
(11)現況写真	—
(12)道路位置指定申請図	
①付近見取図	第8号様式（第17条関係）
②地籍図	
③道路計画平面図	
④道路構造詳細図	
⑤面積求積図及び面積表	
(13)排水計画書	—
(14)その他市長が必要と認める図書	—

(変更等の申請に必要な図書一覧)

第7条 変更等の申請に必要な図書は次表による。

必要図書	様式
(1) 道路位置指定の変更等申請書	細則第11号様式（細則第9条関係）
(2) 委任状	—
(3) 権利関係整理票	第3号様式（第9条関係）
(4) 関係権利者の承諾書	第4号様式（第10条関係）
(5) 関係権利者の印鑑登録証明書	—
(6) 隣接地主の同意書	第5号様式（第12条関係）
(7) 隣接建物主の同意書	第6号様式（第12条関係）
(8) 土地及び建物の登記簿謄本	—
(9) 公図の写し	—
(10) 道路維持管理誓約書	第7号様式（第15条関係）
(11) 現況写真	—
(12) 道路位置指定申請図	—
①付近見取図	第8号様式（第17条関係）
②地籍図	
③道路計画平面図（変更のみ）	
④道路構造詳細図（変更のみ）	
⑤面積求積図及び面積表（変更のみ）	
⑥変更等を行おうとする道路に接する敷地の状況図	
(13) 排水計画書	—
(14) その他市長が必要と認める図書	—

（申請書等の作成方法）

第8条 申請書その他の添付書類は、表紙及び背表紙に申請の内容及び申請道路の土地の代表となる地番、申請者名及び設計者名を記したA4縦フラットファイルに綴じ、第6条又は前条の表に対応した索引を附すこと。

- 申請書等は正本・副本それぞれ各1部とし、図面等を除き、各書類はA4縦とすること。
- 代理人又は図面作成者は、建築士、測量士又は土地家屋調査士とし、作成した図面には資格を明確に表示しなければならない。
- 道路位置指定申請書及び道路位置指定の変更等申請書に記載する事項は次表による。

項目	記載する事項
申請道路の地名及び地番	道路となる土地の地名及び地番とし、登記事項証明書に記録されている地名及び地番とすること。
申請道路の幅員	申請道路が同一の幅員であればその幅員を、幅員が同一でない場合はその最小と最大の幅員を明記すること。また、申請道路が複数の路線である場合はその路線別に明記すること。
申請道路の延長	幅員別に明記し、それらの合計延長を明記すること。また、申請道路が複数の路線である場合はその路線別に明記し、すべての路線の合計延長を明記すること。
申請道路の面積	申請道路の面積及び申請道路に接する敷地の合計面積を明記すること。
転回広場	申請道路に自動車転回広場を設ける場合には、その配置箇所数と面積を明記すること。
申請道路の構造及び表面仕上げ	構造及び表面仕上げは、材料、厚さ、規格等をそれぞれ記入すること。
申請理由	申請道路を築造することとなった経過や申請道路に関連する宅地供給等の事業計画を具体的に明記すること。なお、記入欄に明記できない場合は、別紙理由書を添付すること。
変更又は廃止の事由	変更又は廃止の申請に至った理由を明記すること。なお、記入欄に明記できない場合は、別紙理由書を添付すること。

(権利関係整理票の作成方法)

第9条 権利関係整理票（第3号様式）に記載する事項は、土地建物の登記事項証明に記載された内容を転記すること。

- 2 整理番号は、次条及び第12条に規定する関係権利者の順に番号を付与すること。
- 3 関係地番等は、関係権利地等が土地である場合はその地名及び地番を、建築物等である場合は家屋番号等を記載すること。
- 4 権利者住所・氏名は、関係権利地等について、承諾又は同意を受けるべき権利者の住所及び氏名を記載すること。
- 5 地目、地積等は、土地である場合はその地目及び道路となる部分又は宅地となる部分の地積を記載し、建築物等である場合は種類、構造及び床面積等を記載すること。

(関係権利者の承諾書の作成方法)

第10条 道路位置指定又は変更等について承諾を得るべき権利者は、次の各号に掲げる権利等を有する者（以下、「関係権利者」とする。）とする。

- 1 申請道路の土地及びその土地にある建築物若しくは工作物の登記事項証明書の甲区及び乙区に記載されている権利者
 - 2 排水施設を開発区域外に設置する場合又は開発区域外の排水施設に接続する場合は、その土地及び排水施設の所有権を有する者
 - 3 地形上その他のやむを得ない理由により、申請道路以外の土地を通過して排水施設に接続する場合においては、当該排水通過地に権利を有する者
 - 4 変更等により、法第43条の規定に抵触する土地及びその土地にある建築物若しくは工作物の登記事項証明書の甲区及び乙区に記載されている権利者
 - 5 その他市長が必要と認める者
- 2 関係権利者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人）及びこれらに類する者で、やむを得ない理由により承諾が得られない場合は、法定代理人、保佐人、補助人及びこれらに類する者の同意を要するものとする。
- 3 関係権利者の承諾は、関係権利者の承諾書（第4号様式）に記名、押印するものとする。

（関係権利者の印鑑証明書）

第11条 関係権利者の承諾書には、当該権利者の印鑑登録証明書を添付すること。

- 2 関係権利者の印鑑登録証明書は、申請書提出前6カ月以降に地方公共団体の長が発行したものとする。

（隣接地主等の同意書）

第12条 道路位置指定又は変更等について同意を得るべき権利者は、次の各号に掲げる権利等を有する者（以下、「隣接地主等」とする。）とする。

- 1 申請道路に隣接する土地及びその土地にある建築物若しくは工作物の登記事項証明書の甲区に記載されている権利者
 - 2 申請道路が接続する既存の道路の道路管理者
- 2 隣接地主等の同意が、次の各号に掲げる理由により得られない場合は、前項の規定に関わらず当該隣接地主等の同意を要しないものとする。
- 1 隣接地主等の居所が不明の場合
 - 2 隣接地主等が、道路位置指定及び変更等に関係ない事件により同意をしない場合
 - 3 道路位置指定を行うことによって隣接敷地又は隣接建築物が直ちに法違反となることがないにもかかわらず、将来の利害関係を理由に又は理由の有無にかかわらず同意をしない場合

3 隣接地主等の同意は、隣接地主の同意書（第5号様式）又は隣接建物主の同意書（第6号様式）に記名、押印するものとする。

（土地及び建物の登記簿謄本）

第13条 道路となる土地及びその土地に存する建築物並びに申請道路に隣接する土地の各筆について、申請書提出前6カ月以降に法務局の登記官が発行した土地登記簿謄本又は建物の登記簿謄本を添付すること。

（公図の写し）

第14条 公図の写しは、法務局に備え付けの地図の写しを添付することとし、地図の写しである旨の証明があるものとする。ただし、地籍未確定の地域であるときは、土地家屋調査士の作成する隣接地主等の承諾を得た地籍測量図を添付すること。

（道路維持管理誓約書）

第15条 道路維持管理誓約書（第7号様式）には、申請者及び道路維持管理者それぞれ記名、押印するものとする。

（現況写真）

第16条 現況写真は、開発区域、取付道路等周辺状況のわかるものとし、撮影位置及び方向を表示した補助図を添付すること。

（道路位置指定申請図の作成方法）

第17条 道路位置指定申請図（第8号様式）に明示すべき事項は次表による。

	名称	縮尺	明示すべき事項	留意点
1	付近見取図	1/2,500程度	①方位 ②道路の位置 ③目標となる地物	地名及び代表地番を明記
2	地籍図	1/500	①方位 ②申請道路の位置 ③土地の境界、地番及び地目 ④計画区域内にある建築物、工作物、道路及び排水施設の位置 ⑤土地の高低その他地形上特記すべき事項	道路位置指定又は変更等を行おうとする道路の部分は赤線で囲むこと。
3	道路計画平面図	1/200以上	①方位 ②計画区域の境界	道路位置指定又は変更等を行おうとする道路の部

			③申請道路の位置、形状、勾配、延長、幅員、道路中心線及び計画高 ④計画区域内の宅地割面積、宅地の地盤高、予定建築物の位置並びに擁壁の位置及び構造 ⑤排水施設の位置及び排水放流先までの経路 ⑥安全施設（柵及びガードレール等）の位置 ⑥申請道路が接続する道路の位置、幅員及び道路種別 ⑦計画区域内の既設建築物及び工作物 ⑧開発区域内外の土地の高低差、その他地形上特記すべき事項 ⑨計画区域内の既設建築物及び工作物	分は赤線で囲むこと。 道路延長には転回広場の長さを含むものとする。
4	構造図	1 / 50以上	①道路縦断面図及び道路横断面図 ②排水施設及び付帯施設の構造図	舗装及び路盤構成等を明記すること。
5	面積求積図及び面積表	1 / 200以上	①計画区域全体面積 ②道路面積 ③宅地面積	

(排水計画書の作成方法)

第18条 排水計画書に明示すべき事項は次表による。

	明示すべき事項	留意点
1	開発区域内の土地利用別の雨水流域面積	実況に応じて開発区域等から流末に排出される雨水量の基礎面積とすること。

2	雨水及び汚水の排水方法	各発生源から開発区域外の放流先に排出されるまでの排水工程を明示すること。
3	雨水流量に対する排水能力	浦添市開発指導要綱に基づく計算結果を明示すること。ただし、関連部署の指示する計算法があれば当該方法により算定することとし、計算の根拠となる資料等を添付すること。
4	雨水及び汚水の放流先の状況	それぞれの放流先の排水施設の位置及び構造並びにその所有者又は管理者を明示すること。

2 前項の内容を補完する雨水・汚水等放流計画図を添付すること。なお、雨水は青色、汚水は赤色の矢印にて、それぞれの放流経路を明示すること。

(その他市長が必要と認める図書)

第19条 その他市長が必要と認める図書は次の各号に掲げる図書とする。

- 1 申請道路の築造工事に係る土地の地目が農地等である場合は、農地法（昭和27年法律第229号）の規定による農地転用許可書、現況証明書又は非農地証明書
- 2 沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年沖縄県条例第36号）に基づく知事への届出の必要な事業行為を行う場合は、届出書の写し等
- 3 申請道路の敷地となる土地に、里道、道路敷、水路敷等公有地を含む場合は、公有地の管理者の道路位置指定承諾書
- 4 土地の登記簿謄本と承諾書又は印鑑証明書の住所が異なる場合は、その経緯を明瞭にできる住民票等
- 5 相続関係を明らかにする必要があるときは、戸籍謄本又は死亡証明書等
- 6 当該位置指定及び変更等により、既存建築物の法への適合状況に変更が生じる場合は、既存建築物の法適合状況の確認に必要な図書

第3章 道に関する基準

(道路の幅員)

第20条 位置指定道路の幅員は、道路の中心線に対し直角に測定し、各部分で有効幅員4m以上を確保しなければならず、道路と敷地の境界及び道路幅員の基準は図1のとおりとする。

- 2 位置指定道路の幅員は、既存の道路との接続点から終端まで同一の幅員としなければならない。ただし、安全上、交通上支障がない場合はこの限りでない。
- 3 前項ただし書の場合、幅員が変更となる部分にはすみ切りを設けなければならない。

(道路の延長)

第21条 位置指定道路の延長は、既存の道路との接続点から終端までの道路中心線及び転回広場の長さの合計とし、転回広場の延長は接続点を起点とする。測定方法は、図2のとおりとする。

(接続道路)

第22条 位置指定道路は、原則として両端を自動車の通行に支障がない法第42条第1項又は第2項の規定に基づく道路に接続させなければならない。ただし、やむを得ず位置指定道路を袋路状道路とする場合は、政令第144条の4第1項第一号ただし書きに基づき、図3から図7のとおりとしなければならない。

2 政令第144条の4第1項第1号ホの規定に基づき市長が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めるものは、位置指定道路の終点の転回広場から12m以内の延長のものとする。

(すみ切りの設置)

第23条 道路が同一平面で交差し、接続し、又は屈曲する箇所は、政令第144条の4第1項第2号の規定に基づき、図8のとおりすみ切りを設けなければならない。

2 歩道のある既存の道路に接続する場合は、当該道路管理者と協議のうえ、歩道内にすみ切りを設けることができる。

3 政令第144条の4第1項第2号ただし書の規定に基づき、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、図8のとおりすみ切りを設けるものとする。

1 すみ切りを設置しなければならない箇所に、2m以上の擁壁、堅固な建築物又はこれらに類するものがある場合

2 すみ切りを設置しなければならない箇所に、河川、水路又はこれらに類するものがある場合

3 その他市長がやむを得ないと認める場合

4 第20条第3項の規定に基づき、すみ切りを設ける場合には前3項の規定を準用する。

(転回広場の形状)

第24条 政令第144条の4第1項第1号ハに規定する位置指定道路に設ける自動車の転回広場は、図9のとおりとし、転回広場である旨の表示を設置するものとする。

(道路舗装)

第25条 位置指定道路の舗装はアスファルト舗装を原則とし、次表の仕様と同等以上のものとする。なお、路床が軟弱な場合は、良質な切込碎石等を用いて路床土を入れ替え、十分な締固めを行うものとする。

舗装	種類	厚み
表層	密粒度(13mm)	50mm
上層路盤	粒度調整碎石 (M-40)	150mm
下層路盤	クラッシャラン (C-40)	150mm

(道路の勾配)

第26条 道路の縦断勾配は12%以下とし、勾配が9%を超える場合の舗装はすべり止め効果のある舗装とすること。なお、位置指定道路は階段状としてはならないものとする。

2 道路の横断勾配は、原則として両側勾配とし1.5%以上2%以下とすること。ただし、接続道路その他周囲の状況によりやむ負えない場合は、片側勾配とすることができるものとする。

(排水設備の設置)

第27条 政令第144条の4第1項第5号の規定に基づき、道路には、側溝及び柵等の排水施設を設けるものとする。

2 排水施設は、JIS 規格によるコンクリート二次製品等強固な材料を使用し、公共下水道、河川その他有効な排水施設に接続しなければならない。

3 排水設備は道路の両側に設置しなければならない。ただし、接続道路その他周囲の状況によりやむ負えない場合は、片側側溝とすることができる。

(安全施設等の設置)

第28条 通行上及び安全上支障がある箇所には、柵、ガードレール、カーブミラー及び擁壁等の安全施設等を設置しなければならない。

第4章 雑則

(道路位置指定申請の取下げ)

第29条 申請者は、道路位置指定及び変更等の申請において、当該申請の取下げを行う場合は、道路位置指定等申請取下げ届出書（第9号様式）を市長に届出なければならない。

(その他)

第30条 本要領に定めのない事項については、個別に協議するものとする。

図 1 （第20条関係）

W 1：位置指定道路の幅員
W 2：有効幅員（4 m以上）
W 3：位置指定道路の道路区域

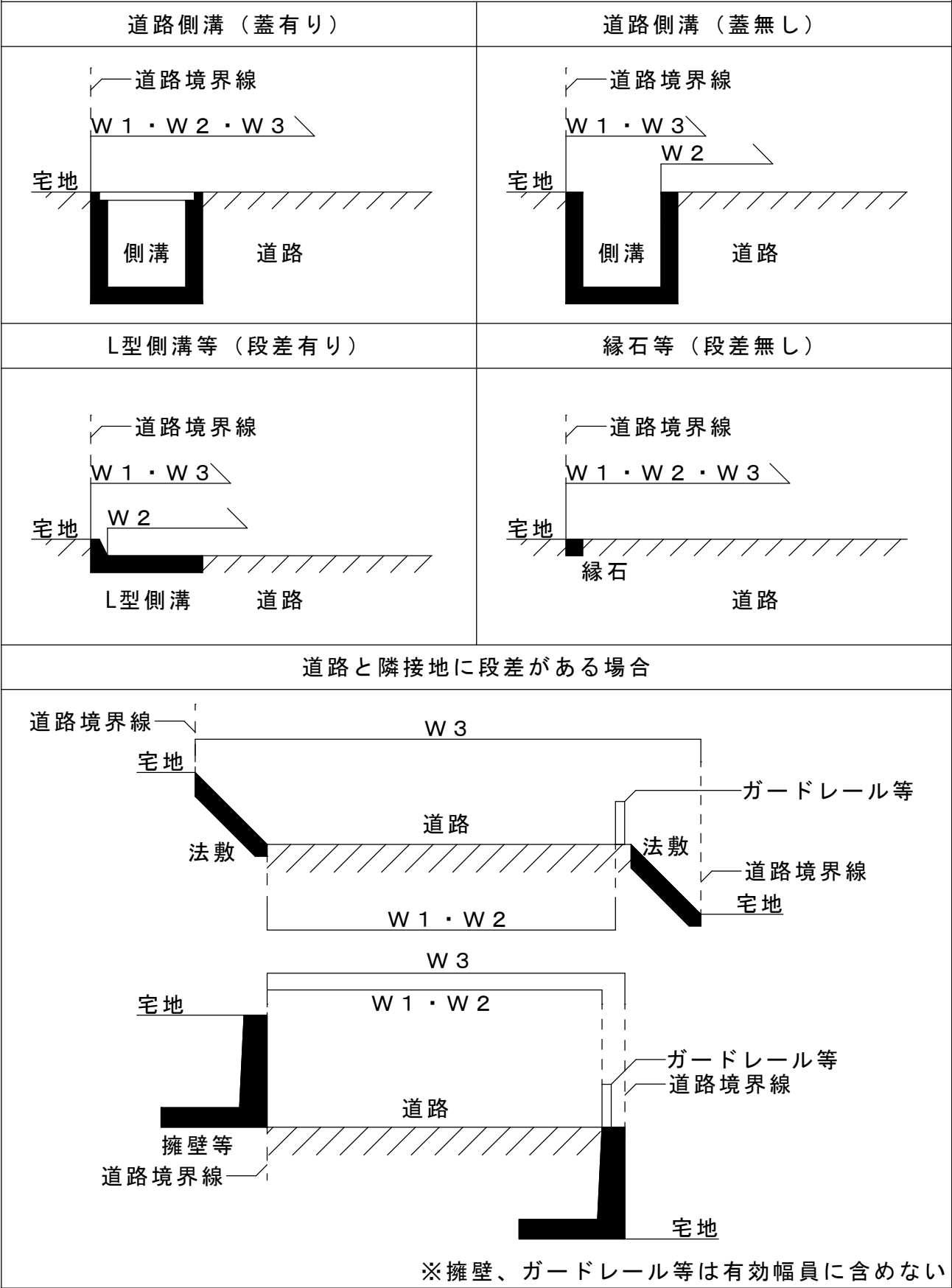


図 2（第21条関係）

L：位置指定道路の延長

※ 1 延長の測定位置は、道路の中心線とする。

※ 2 勾配がある場合は実延長とする。

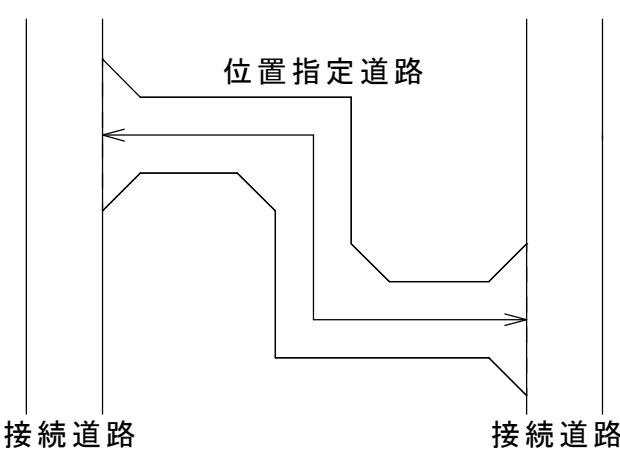
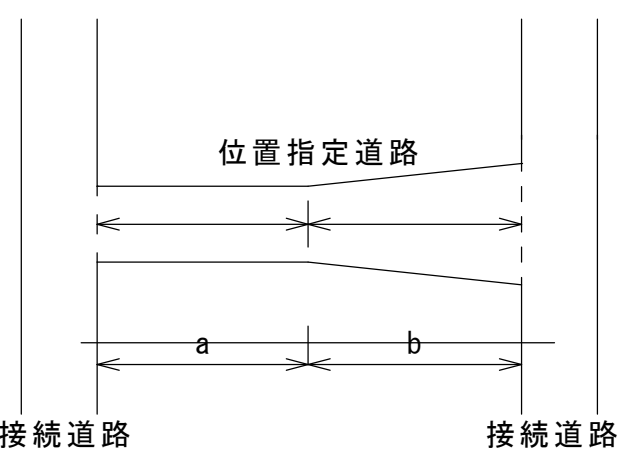
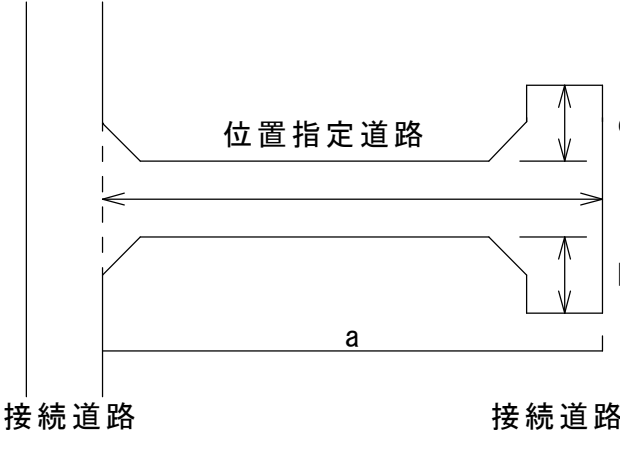
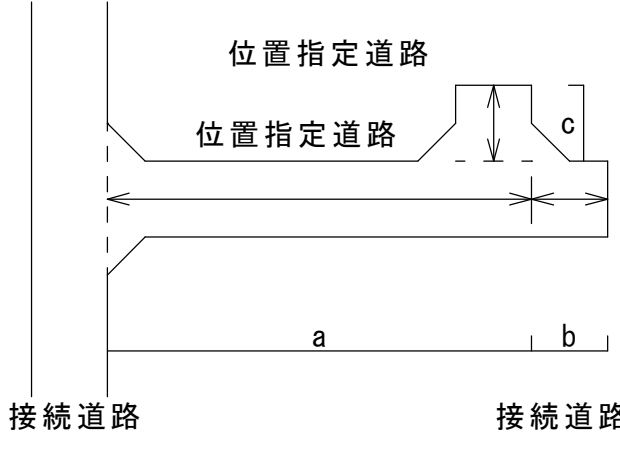
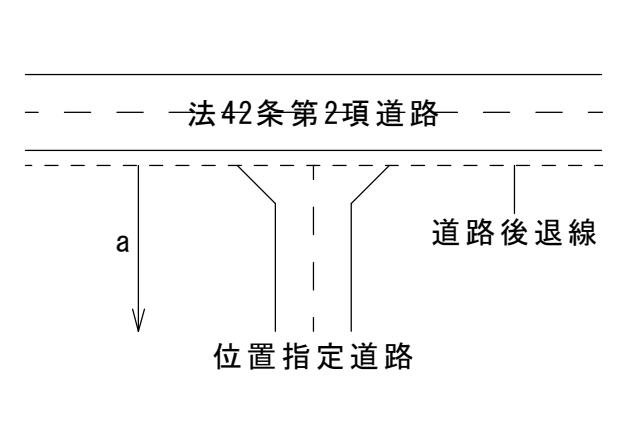
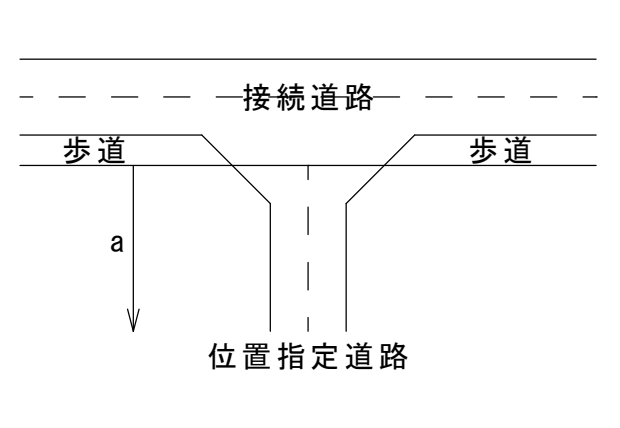
通り抜け可能な場合	道路幅員が同一でない場合
延長＝道路中心線  位置指定道路 接続道路 接続道路	延長＝道路中心線 (a+b)  位置指定道路 a b 接続道路 接続道路
袋路状（転回広場）の場合	
延長＝道路中心線 (a+b+c)  位置指定道路 a b c 接続道路 接続道路	延長＝道路中心線 (a+b+c)  位置指定道路 a b c 接続道路 接続道路
既存の道路と接続する部分	
延長＝道路中心線 a  法42条第2項道路 道路後退線 a 位置指定道路	延長＝道路中心線 a  接続道路 歩道 a 位置指定道路

図 3 (第22条関係)

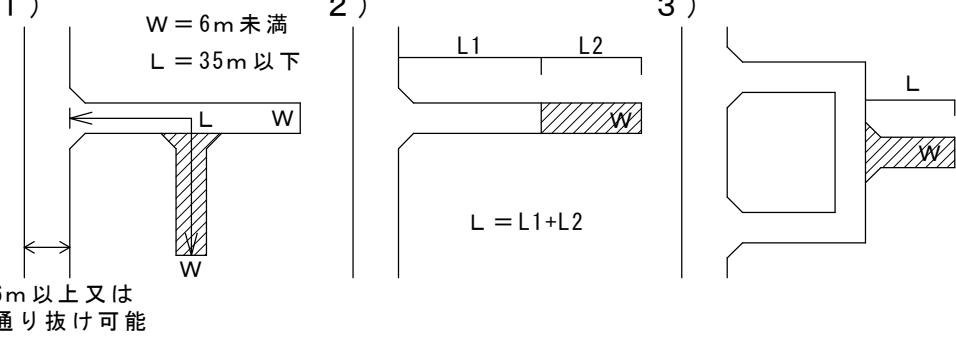
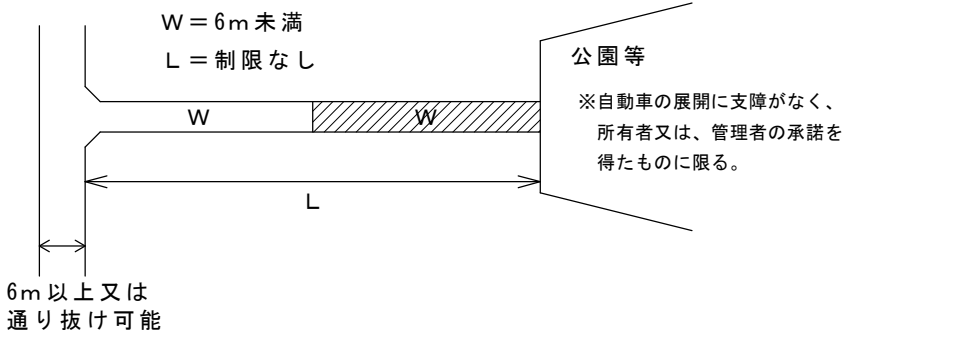
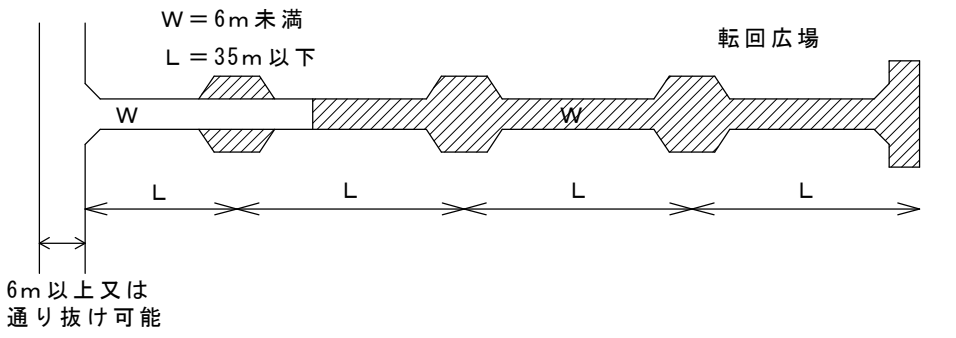
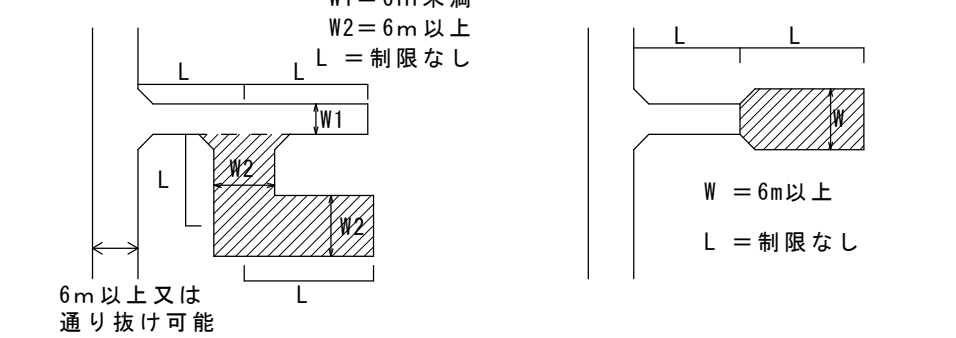
取付道路 申請道路	法第42条第1項第1号、2号、3号又は第2項 幅員6m未満の袋路状
令第144条の4 第1項第一号(イ) 幅員6m未満 延長35m以下	1) $W = 6\text{m}$ 未満 $L = 35\text{m}$ 以下 2) $L = L_1 + L_2$ 3) 6m以上又は 通り抜け可能 
令第144条の4 第1項第一号(ロ) 終端公園	$W = 6\text{m}$ 未満 $L =$ 制限なし 公園等 ※自動車の展開に支障がなく、 所有者又は、管理者の承諾を 得たものに限る。 6m以上又は 通り抜け可能 
令第144条の4 第1項第一号(ハ) 転回広場付	$W = 6\text{m}$ 未満 $L = 35\text{m}$ 以下 転回広場 6m以上又は 通り抜け可能 
令第144条の4 第1項第一号(二) 幅員6m以上	$W_1 = 6\text{m}$ 未満 $W_2 = 6\text{m}$ 以上 $L =$ 制限なし 6m以上又は 通り抜け可能 $W = 6\text{m}$ 以上 $L =$ 制限なし 
共通事項 ・すみ切り、転回広場等の詳細は別に定める。 ・(イ)、(ロ)及び(ハ)は併用できない。 ・斜線部分は申請道路を示す。	

図 4 （第22条関係）

取付道路 申請道路	令第144条の4第1項第1号（イ）の指定道路 幅員 6 m 未満
令第144条の4 第1項第1号（イ） 幅員 6 m 未満 延長 35m 以下	1) 2) 3) 6m以上又は 通り抜け可能
令第144条の4 第1項第1号（ロ） 終端公園	6m以上又は 通り抜け可能
令第144条の4 第1項第1号（ハ） 転回広場付	※令第144条の4第1項第1号ホの取扱い ※L1の起点は通り抜けできる道路との接点とする ※L1 ≥ 35mの場合、既存道路へ転回広場設置が必要 6m以上又は通り抜け可能 W = 6m 未満 L = 35m 以下
令第144条の4 第1項第1号（ニ） 幅員 6 m 以上	※通り抜けできる道路との接点まで 既存道路の拡幅が必要 通り抜け L1 + L2 制限なし ※令第144条の4第1項第1号ホの取扱い
共通事項 ・ すみ切り、転回広場等の詳細は別に定める。 ・ （イ）、（ロ）及び（ハ）は併用できない。 ・ 斜線部分は申請道路を示す。	

図 5 （第22条関係）

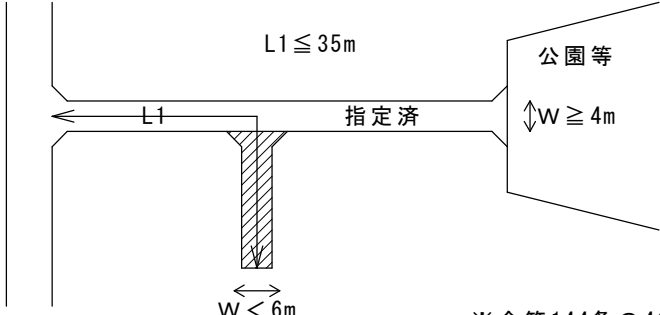
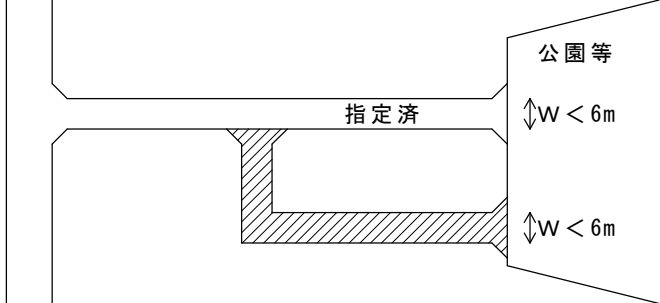
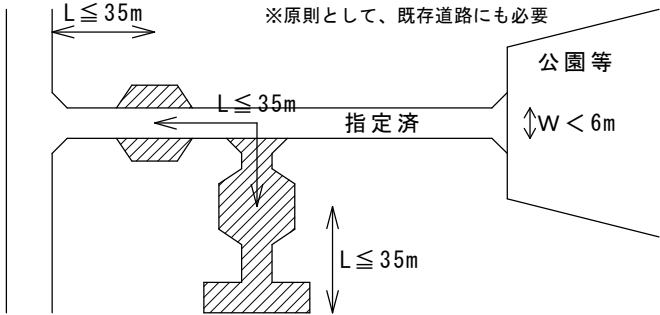
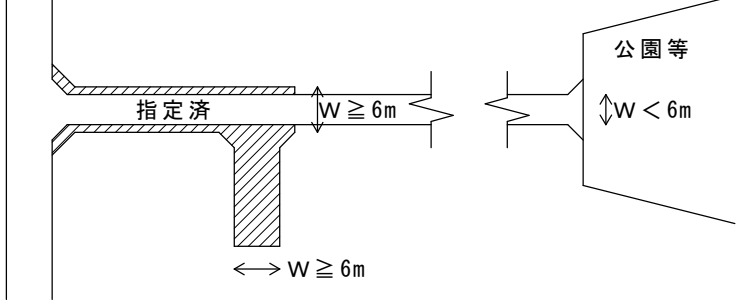
取付道路 申請道路	令第144条の4第1項第1号（ロ）の指定道路 終端公園、幅員 6 m 未満
令第144条の4 第1項第一号（イ） 幅員 6 m 未満 延長 35 m 以下	 ※令第144条の4第1項第一号ホの取扱い
令第144条の4 第1項第一号（ロ） 終端公園	 終端を公園に接続 ※自動車の展開に支障がなく、 所有者又は、管理者の承諾を 得たものに限る。
令第144条の4 第1項第一号（ハ） 転回広場付	 ※原則として、既存道路にも必要 ※令第144条の4第1項第一号ホの取扱い
令第144条の4 第1項第一号（二） 幅員 6 m 以上	 ※令第144条の4第1項第一号ホの取扱い
共通事項 ・ すみ切り、転回広場等の詳細は別に定める。 ・ （イ）、（ロ）及び（ハ）は併用できない。 ・ 斜線部分は申請道路を示す。	

図 6 (第22条関係)

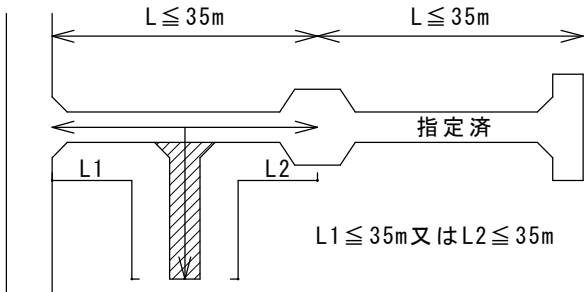
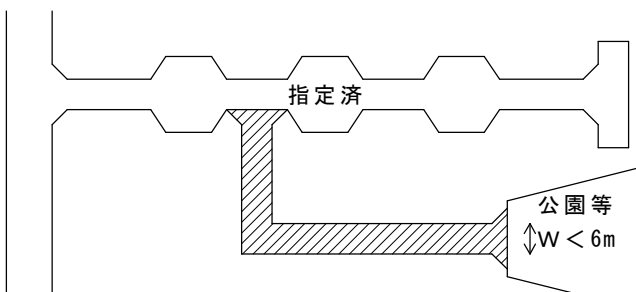
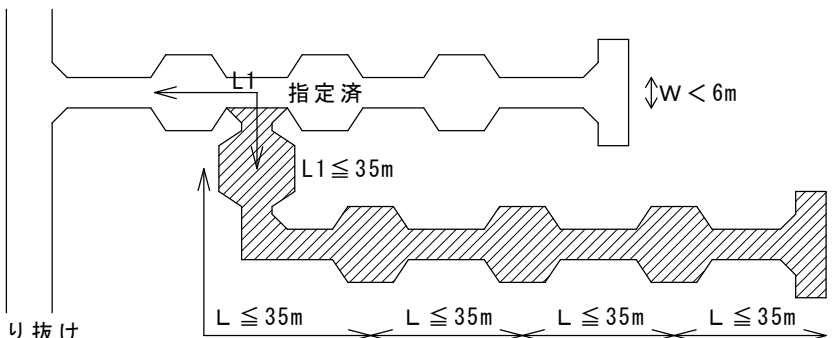
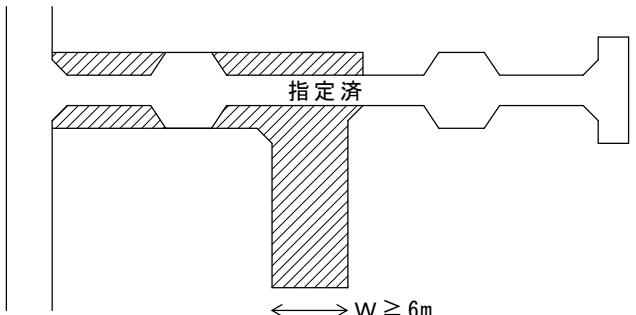
取付道路 申請道路	令第144条の4第1項第1号(ハ)の指定道路 転回広場付、幅員6m未満
令第144条の4 第1項第1号(イ) 幅員6m未満 延長35m以下	 通り抜け ※令第144条の4第1項第1号ホの取扱い
令第144条の4 第1項第1号(ロ) 終端公園	 通り抜け ※令第144条の4第1項第1号ホの取扱い ※令第144条の4第1項第1号ホの取扱い
令第144条の4 第1項第1号(ハ) 転回広場付	 通り抜け ※令第144条の4第1項第1号ホの取扱い
令第144条の4 第1項第1号(ニ) 幅員6m以上	 通り抜け ※令第144条の4第1項第1号ホの取扱い
共通事項 ・ すみ切り、転回広場等の詳細は別に定める。 ・ (イ)、(ロ)及び(ハ)は併用できない。 ・ 斜線部分は申請道路を示す。	

図 7 (第22条関係)

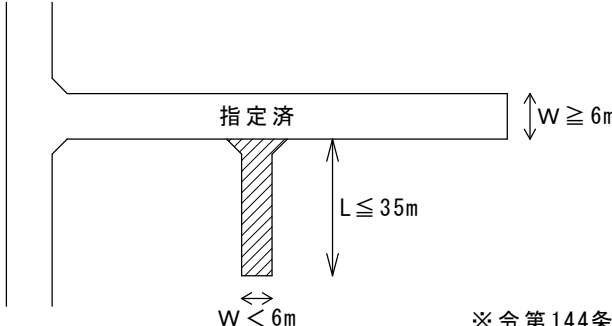
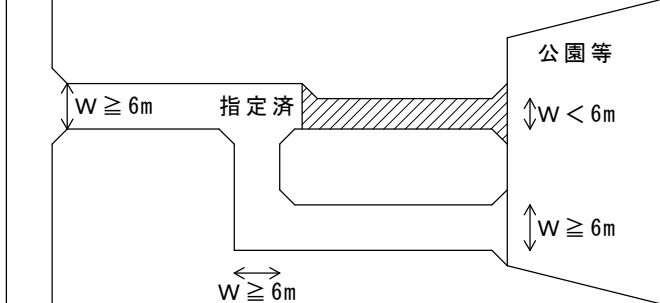
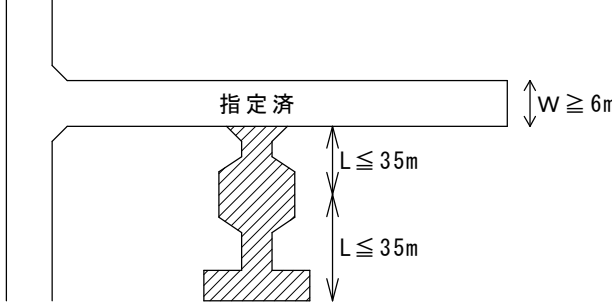
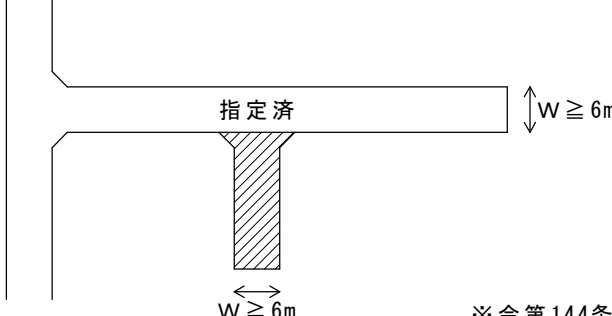
取付道路 申請道路	令第144条の4第1項第1号(二)の指定道路 幅員 6 m 以上
令第144条の4 第1項第1号(イ) 幅員 6 m 未満 延長 35m 以下	 ※令第144条の4第1項第1号ホの取扱い
令第144条の4 第1項第1号(ロ) 終端公園	 公園等 終端を公園に接続 ※自動車の展開に支障がなく、 所有者又は、管理者の承諾を 得たものに限る。
令第144条の4 第1項第1号(ハ) 転回広場付	 ※令第144条の4第1項第1号ホの取扱い
令第144条の4 第1項第1号(ニ) 幅員 6 m 以上	 ※令第144条の4第1項第1号ホの取扱い
共通事項 ・ すみ切り、転回広場等の詳細は別に定める。 ・ (イ)、(ロ) 及び (ハ) は併用できない。 ・ 斜線部分は申請道路を示す。	

図 8 (第23条関係)

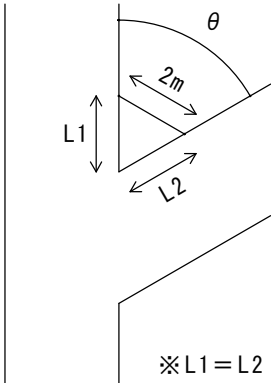
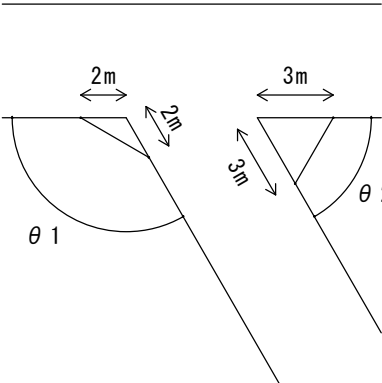
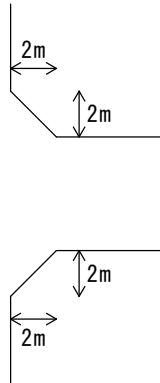
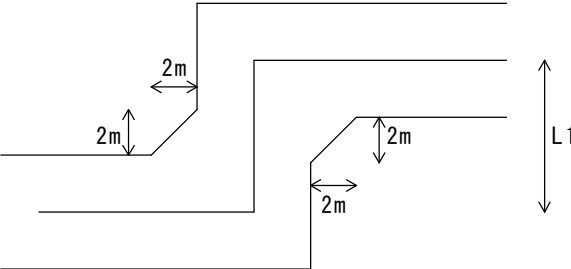
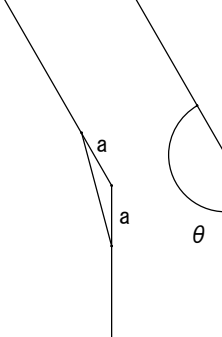
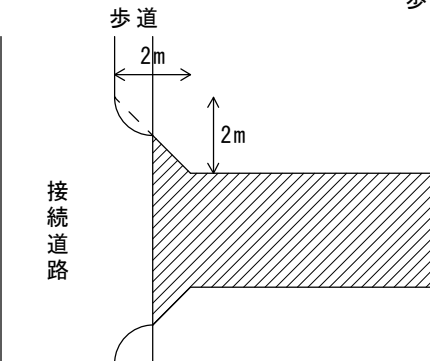
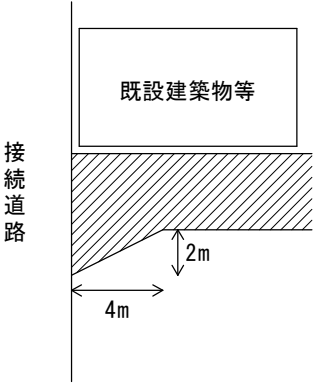
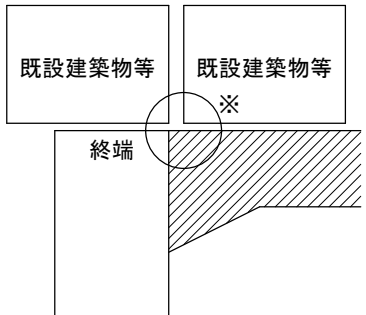
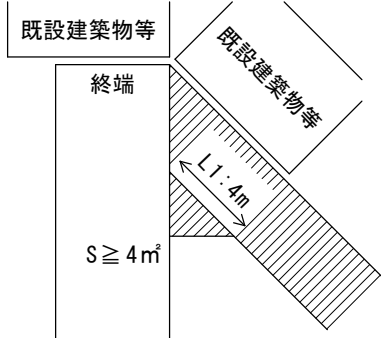
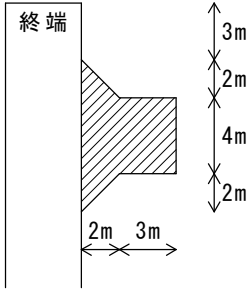
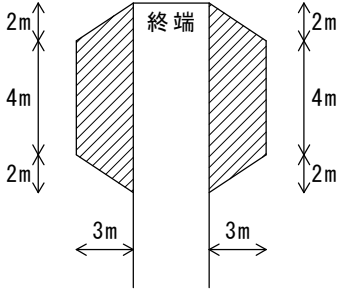
$\theta \leq 60^\circ$	$90^\circ < \theta 1 < 120^\circ$ 、 $60^\circ < \theta 2 < 90^\circ$	$\theta = 90^\circ$
 ※$L1 = L2$		
曲がり角が連続する場合		$\theta < 120^\circ$ 、 $a = 2m$
 ※$L1$にかかわらず、すみ切りが必要となる		 120° 未満はすみ切り必要
歩道がある場合		
 歩道部分は道路管理者の指示による。		
片側すみ切りの場合		
	 ※終端側へ片側すみ切りを設けることはできない。	 ※$L1$の長さを4mで固定し、すみ切り部分の面積を4㎡以上とすることができる。

図 9 （第24条関係）

中間及び終端に設置可	中間及び終端に設置可
	
終端のみに設置可	中間のみに設置可
